

●大和郡山市役所

相談種別	相談機関	電話番号	相談内容
DV・女性	人権施策推進課 市民相談室 DV・女性相談	(相談専用電話) 0743-52-6240	DVや女性が抱える様々な問題・悩みについて、女性の相談員が相談に応じます。
法律	人権施策推進課 市民相談室 弁護士による法律相談	(予約受付) 0743-53-1151 (内線245)	法律問題について、弁護士が相談に応じます。(女性弁護士による相談日有)
子育て	子育て世代包括支援センター (保健センター「さんて郡山」内)	0743-58-3333	妊娠・出産・子育てで聞きたいこと、困っていることなど、子育てコンシェルジュが相談に応じます。
子ども	こども福祉課 子育て支援係	0743-53-1151 (内線526)	児童虐待に関する通告・相談に応じます。
高齢者	地域包括支援センター	0743-53-1151 (内線582～584)	介護・福祉・健康・医療・虐待防止など、高齢者に関する様々な相談に応じます。
障害者	厚生福祉課 障害福祉係	0743-53-1151 (内線535・538)	障害福祉制度及び障害者虐待に関する相談に応じます。

●関係機関

相談種別	相談機関	電話番号	相談内容
DV・女性	奈良県女性センター 女性相談コーナー	(相談・予約専用) 0742-22-1240	女性のあらゆる悩みや問題に関する相談に応じます。(必要に応じ、弁護士が相談に応じます。)
	奈良県 中央こども家庭相談センター 女性相談課	0742-22-4083	DV被害や心配ごとなど、女性が抱える様々な問題に関する相談に応じます。
子ども	奈良県 中央こども家庭相談センター	0742-26-3788	満18歳未満の子どもに関する相談に応じます。
犯罪被害	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター	(電話相談・面接相談) 0742-24-0783 (臨床心理士による面接相談) 0742-26-6935	犯罪の被害にあわれた方やその家族の相談に応じます。
就労	ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	求人情報の提供、職業相談、職業紹介、就職活動の支援を行います。
	奈良県 子育て女性就職相談窓口 (奈良県女性活躍推進課)	0742-24-1150	子育て女性を対象に、就職相談に応じます。
	奈良県 母子家庭等就業・自立支援センター (スマイルセンター)	0742-24-7624 0742-24-7625 (FAX)	ひとり親家庭の方々の就業の相談(就業全般の相談、離職・転職の相談、就業に伴う悩みや困りごと、就業と育児の両立支援相談)に応じます。
労働	奈良労働局 総合労働相談コーナー	0742-32-0202	労働問題に関するあらゆる分野について、専門の相談員が相談に応じます。
男性	奈良県女性センター 男性のための相談窓口	(相談電話) 0742-27-0304 (予約電話) 0742-27-2300	仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどの相談に男性相談員が応じます。
外国人	奈良県外国人支援センター 奈良県外国人総合相談窓口	(相談専用) 0742-81-3420 0742-81-3321 (FAX)	在住外国人の方が抱える生活や就労、教育などの悩みや問題に関し、日本語、外国語で相談に応じます。

# 大和郡山市 男女共同参画基本計画 (第三期)改訂版 ～概要版～

計画期間 平成31(2019)年度～2023年度



# 男女共同参画社会とは

すべての人が互いの人権を尊重し、対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かちあい、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

## 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は21世紀の日本の社会にとって最重要課題として位置付けられています。男女の性別のみならず、多様な性を含めたすべての人が尊重され、対等な立場で参画することのできる社会を実現することが求められています。

大和郡山市では、平成26(2014)年に、2023年度までを期間とする「大和郡山市男女共同参画基本計画(第三期)」(以下、「第三期計画」という)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる施策を実施してきました。

この度、第三期計画の中間年度を迎えることから、社会情勢の変化に対応し、より効果的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開できるよう、「大和郡山市男女共同参画基本計画(第三期)改訂版」(以下、「本計画」という)を策定しました。

## 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。
- 本計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」として位置付けます。
- 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次奈良県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「大和郡山市総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定しています。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とします。

## 計画の基本理念

「みんなが輝く 未来をひらくために」を計画の基本理念として、すべての人が互いの人権を尊重しあい、喜びも責任も分かちあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

# みんなが輝く 未来をひらくために



基本  
目標

# 1 男女共同参画の意識づくり

## 基本方針 1

### 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革、慣行の見直し

社会全体に男女共同参画の意識を浸透させ、性別にかかわらず、すべての人が、自らの意思で様々な分野に参画し活躍することができるよう、市広報紙やホームページなどのメディアや学習会などの様々な機会を通じて男女共同参画の必要性を啓発します。

## 施策の方向

- ①社会制度・慣行の見直しの促進
- ②男女共同参画社会の意識啓発
- ③メディアにおける人権の尊重
- ④男女共同参画に関する調査・研究、情報の発信



## みんなで取り組もう

- ・家庭における固定的な性別役割分担意識を見直そう
- ・家事・育児・介護などの分担について、家庭内で話しあおう
- ・市広報紙やホームページから男女共同参画に関する情報を収集しよう
- ・男女共同参画に関する講習会・講演会に参加し、男女共同参画に関する認識を深めよう

## 数値目標(抜粋)

指標	策定値 (平成24(2012)年度)	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (2023年度)
性別による固定的役割分担に反対の人の割合 <sup>※</sup>	25.4%	47.1%	100.0%
「男女共同参画社会」ということばを知っている人の割合	67.7%	72.6%	100.0%

<sup>※</sup>「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方に反対の人の割合。

## 基本方針 2

### 男女共同参画を推進する教育・学習

これから社会を担う子どもたちが男女共同参画の意識を育むことができるよう、学校や家庭における男女平等教育を推進します。

また、生涯にわたって誰もが男女共同参画について学べるよう、様々な学習機会を提供するとともに、誰もが気軽に参加できる環境を整備します。



## 施策の方向

- ①男女平等教育のための環境づくり
- ②学校・幼稚園・保育所などにおける男女平等教育の推進
- ③家庭における男女平等教育の推進
- ④男女共同参画に関する生涯学習の推進

## みんなで取り組もう

- ・保護者や地域の大人が男女共同参画に対する正しい認識を持つよう
- ・子どもが主体的に進路を選択できるよう、寄り添おう
- ・家庭における男女平等教育について学び、実践しよう
- ・男女共同参画に関する生涯学習講座に参加し、人権尊重への理解を深めよう

## 数値目標(抜粋)

指標	策定値 (平成25(2013)年度)	現状値 (平成29(2017)年度)	目標値 (2023年度)
男女共同参画に関する生涯学習講座の開催数	年2回	年8回	年10回

## 基本目標 2 ともに参画する仕組みづくり

### 基本方針 1

#### 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

女性本人の意向を十分に尊重しながらも、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野に参画できるよう、まずは、市が率先して女性の登用や人材育成に取り組み、地域や事業所に対して女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、女性の積極的な登用を働きかけていきます。



### 施策の方向

- ① 審議会などにおける女性の参画拡大
- ② 市役所における女性の参画拡大
- ③ 教育分野における女性の参画拡大
- ④ 地域における女性の参画拡大
- ⑤ 事業所などにおける女性の参画拡大
- ⑥ 農業・水産業分野における女性の参画拡大
- ⑦ 防災分野における女性の参画拡大

### みんなで取り組もう

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に参画しよう
- ・ 年齢や性別にかかわらず、地域活動に主体的に取り組もう
- ・ 女性の能力開発、キャリア形成に関する講習会・セミナーの情報を手に入れ、参加しよう
- ・ 防災について、男女共同参画の視点に立って取り組もう

### 数値目標（抜粋）

指標	策定値 (平成25(2013)年度)	現状値 (平成29(2017)年度)	目標値 (2023年度)
市審議会における女性の割合	16.0%	17.2%	30.0%以上
市職員の管理職における女性の割合 (一般行政職、課長補佐級以上) <sup>※</sup>	7.6%	8.3%	10.0%以上

※公立保育園の保育士を除く。

## 基本目標 3 ともに尊重する社会づくり

### 基本方針 1

#### 暴力を許さない社会づくり

あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に向けて、性別を問わず、暴力を許さない社会認識を徹底するとともに、暴力防止対策や被害者に対する適切な支援など、幅広い取り組みを行います。

### 施策の方向

- ① DV防止対策の推進
- ② DV被害の発見・相談体制の整備
- ③ DV被害者支援体制の充実
- ④ ハラスメント対策の推進
- ⑤ 子どもに対する暴力の根絶
- ⑥ その他の性別間の暴力への対策



### みんなで取り組もう

- ・ DVに対する問題意識を高めよう
- ・ DVの特徴や被害実態、DV被害の発見方法について知ろう
- ・ 暴力を受けていたら、一人で悩まず相談しよう
- ・ 虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、迷わず通告・相談しよう

### 数値目標（抜粋）

指標	策定値 (平成24(2012)年度)	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (2023年度)
「配偶者暴力防止法(DV防止法)」を知っている人の割合	65.7%	61.8%	100.0%
配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	84.3%	86.5%	100.0%

#### 配偶者からの暴力(DV)とは？

配偶者や恋人、パートナーなどから暴力を受けることです。暴力には以下のように様々な形態があります。

- 殴る、蹴る、物を投げつける
  - 交友関係を細かくチェックする
  - 生活費を渡さない
  - 子どもに暴力をふるう
  - バカにする、ののしる、からかう
  - 性行為を強要する
  - 子どもの前で暴力をふるう
- など

### 基本方針 2

#### 性や健康への理解の促進と健康づくり

すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進や、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援します。

### 施策の方向

- ① 性と生命の尊重に関する理解促進
- ② 多様な性(LGBTQなど)への理解促進と支援の充実
- ③ 生涯を通じた健康支援の充実
- ④ 健康をおびやかす問題への対策



### みんなで取り組もう

- ・ 妊娠・出産や性と生殖に関する正しい知識を身に付けよう
- ・ 多様な性(LGBTQなど)への理解を深めよう
- ・ 性別による身体的な違いを十分理解しあい、相手を思いやろう
- ・ HIV/エイズや性感染症について正しい知識を得よう
- ・ たばこが健康に及ぼす影響について知ろう

### 数値目標（抜粋）

指標	策定値 (平成25(2013)年度)	現状値 (平成29(2017)年度)	目標値 (2023年度)
母子健康手帳発行時の保健師・助産師による保健指導実施率	57.0%	92.5%	100.0%

#### LGBTQについて知ろう！

LGBTQとは、「L:レズビアン(こころの性が女性で恋愛対象も女性である、女性の同性愛者)」、「G:ゲイ(こころの性が男性で恋愛対象も男性である、男性の同性愛者)」、「B:バイセクシュアル(恋愛対象が女性にも男性にも向いている両性愛者)」、「T:トランスジェンダー(身体の性とこころの性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人)」、「Q:クエスチョニング(自分の性をどのように認識しているか、どのような性別の人を好きになるかが定まらない人)」の頭文字をとった総称です。

# 基本目標 4 ともに支えあう環境づくり

## 基本方針 1

### 平等な労働環境づくり

性別にかかわらず、すべての人が個人の能力を十分に発揮し、適切な評価、待遇が受けられるよう、事業主に対する啓発を行うなど、平等な労働環境づくりに向けた取り組みを進めます。

また、農業や商工業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、役割と貢献に対して適正な評価がなされ、すべての人が対等な関係を築くことができるよう、自営業についても就労環境の改善に向けた取り組みを行います。



## 施策の方向

- ①雇用の場における平等な環境づくり
- ②再就職、起業、自営業などにおける支援の充実
- ③非正規労働者の雇用環境の改善、正社員への転換支援



## みんなで取り組もう

- ・就労の場における男女共同参画の推進に関心を持つ
- ・家族従業員の就業条件や生活環境を見直そう
- ・女性の再就職や職場復帰、起業に関する情報を得よう
- ・パートタイム労働法について内容を知ろう

## 数値目標（抜粋）

指標	策定値 (平成24(2012)年度)	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (2023年度)
職場において「男女平等」と感じている人の割合	16.5%	23.7%	50.0%以上

## 基本方針 2

### ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人がやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域活動などへ参画していけるよう、事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を周知し、長時間労働を前提とした働き方、仕事中心の働き方の見直しを呼びかけます。また、多様な働き方についての啓発を行うなど、家事・育児・介護などと仕事の両立に向けた取り組みを進めます。

## 施策の方向

- ①長時間労働の削減などの働き方改革
- ②企業における両立支援の充実
- ③子育て支援の充実
- ④介護支援の充実
- ⑤男性の家事・育児・介護などの家庭や地域への参加促進



## みんなで取り組もう

- ・ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択しよう
- ・妊娠・出産・育児についての教室に夫婦で参加しよう
- ・介護の方法や介護者の健康づくりなどについて学ぼう
- ・男性は積極的に家事・育児・介護を行おう

## 数値目標（抜粋）

指標	策定値 (平成24(2012)年度)	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (2023年度)
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」ということばを知っている人の割合	51.3%	68.5%	70.0%以上
男性が育児休業・介護休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合	—	38.0%	50.0%以上

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは?

「仕事」は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、家事・育児、地域活動への参加などの「生活」も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

「仕事」と仕事以外の「生活」のバランスは人それぞれで、様々な職業経験を通じて、自分の職業能力を向上させようとする人や、「仕事」と仕事以外の「生活」の両方を充実させようとする人、地域活動への参加などを重視する人など、多様な働き方・生き方があります。

誰もがいきいきと自分らしく充実した生活を送るために、理想の働き方・生き方を実現することをワーク・ライフ・バランスといえます。



## 基本方針 3

### 援助を必要とする人への支援

生活上の困難を抱える人が、自立する力を身に付け、安定した生活を送り、地域で安心して暮らすことができるよう、個々の状態に応じたきめ細かな支援とともに、個々の能力を発揮することができる環境の整備に努めます。

## 施策の方向

- ①高齢者への支援の充実
- ②障害のある人への支援の充実
- ③ニートなど、困難な状況にある若者への支援の充実
- ④ひとり親家庭などに対する支援の充実
- ⑤外国人住民が安心して暮らせる環境の整備



## みんなで取り組もう

- ・高齢者は就労やボランティア活動を通し、社会参加の場を広げよう
- ・高齢者や障害のある人などへの支援について、積極的に情報収集しよう
- ・生活上の困難を抱える人を地域全体で支えるという意識を持とう
- ・外国人住民とふれあい、交流を深め、お互いの国の文化について理解しよう